

調査計画（変更後）

1 調査の名称

社会教育調査

2 調査の目的

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

調査の範囲は、次のとおりとする。

① 社会教育行政調査票

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。以下同じ。）

② 公民館調査票

(ア) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館

(イ) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの

③ 図書館調査票

(ア) 図書館法第2条に規定する図書館

(イ) 図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち、地方公共団体が設置したもの

④ 博物館調査票

(ア) 博物館法第2条に規定する博物館

(イ) 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設

(ウ) 博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設

⑤ 青少年教育施設調査票

青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設

⑥ 女性教育施設調査票

女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の

利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設

⑦ 体育施設調査票

一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設

⑧ 劇場、音楽堂等調査票

地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの

⑨ 生涯学習センター調査票

地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設

4 報告を求める者

(1) 数 67, 653 (平成23年度社会教育調査実績)

(内訳) 都道府県・市町村教育委員会 1,805、公民館 15,399、図書館 3,274、博物館 1,262、博物館類似施設 4,485、青少年教育施設 1,048、女性教育施設 375、社会体育施設 27,469、民間体育施設 10,261、劇場、音楽堂等 1,866、生涯学習センター409

(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

- ① 公民館調査票・・・文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 公民館」名簿から選定。
- ② 図書館調査票・・・文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 図書館」名簿から選定。
- ③ 博物館調査票・・・文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 博物館」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 博物館類似施設」名簿から選定。
- ④ 青少年教育施設調査票・・・文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 青少年教育施設」名簿から選定。
- ⑤ 女性教育施設調査票・・・文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 女性教育施設」名簿から選定。
- ⑥ 体育施設調査票・・・文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 社会体育施設」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 民間体育施設」名簿から選定。
- ⑦ 劇場、音楽堂等調査票・・・文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 劇場、音楽堂等」名簿から選定。
- ⑧ 生涯学習センター調査票・・・文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 生涯学習センター」名簿から選定。

(3) 調査の報告義務者

ア 調査の報告義務者は次のとおりとする。

- ① 公民館調査票……………(ア) 市町村立及び私立の公民館の長
(イ) 市町村立の公民館類似施設の長
- ② 図書館調査票……………(ア) 都道府県立、市町村立及び私立の図書館の長
(イ) 都道府県立及び市町村立の図書館同種施設の長
- ③ 博物館調査票……………(ア) 国立及び独立行政法人立（国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。）の博物館相当施設及び博物館類似施設の長
(イ) 都道府県立、市町村立及び私立の博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設（都道府県（市町村）が設立団体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設を含む。）の長
- ④ 青少年教育施設調査票……都道府県立、市町村立及び独立行政法人立の青少年教育施設の長
- ⑤ 女性教育施設調査票……都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の女性教育施設の長
- ⑥ 体育施設調査票……………都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の体育施設の長
- ⑦ 劇場、音楽堂等調査票……都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の劇場、音楽堂等の長
- ⑧ 生涯学習センター調査票…都道府県立及び市町村立の生涯学習センターの長

イ 地方公共団体の長又は教育委員会が作成する調査票は次のとおりとする。

- ① 社会教育行政調査票……………(ア) 都道府県教育委員会
(イ) 市町村教育委員会
- ② 体育施設調査票……………施設の長が置かれていない場合に限り、当該施設を設置する地方公共団体の長又は教育委員会

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、「調査票」を参照。）

ア 社会教育行政調査票

別添様式第1号に定める調査票により、次の事項を調査する。

- ① 教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項
- ② 社会教育委員等に関する事項
- ③ 社会教育関連事業の実施状況

イ 公民館調査票

別添様式第2号に定める調査票により、次の事項を調査する。

- ① 名称及び所在地 ② 施設の種別 ③ 設置者及び管理者に関する事項
- ④ 職員に関する事項 ⑤ 施設・設備に関する事項 ⑥ 事業実施に関する状況
- ⑦ 施設の利用状況 ⑧ ボランティア活動に関する事項 ⑨ 公民館運営審議会等の設置状況
- ⑩ 運営状況に関する評価の実施状況 ⑪ 耐震診断の実施状況

ウ 図書館調査票

別添様式第3号に定める調査票により、次の事項を調査する。

- ① 名称及び所在地 ② 本館又は分館の別 ③ 設置者及び管理者に関する事項
- ④ 職員に関する事項 ⑤ 施設・設備に関する事項 ⑥ 事業実施に関する事項
- ⑦ 資料の状況 ⑧ ボランティア活動に関する事項 ⑨ 図書館協議会等の設置状況
- ⑩ 運営状況に関する評価の実施状況

エ 博物館調査票

別添様式第4号に定める調査票により、次の事項を調査する。

- ① 名称及び所在地 ② 施設の種別 ③ 設置者及び管理者に関する事項
- ④ 職員に関する事項 ⑤ 施設・設備に関する事項 ⑥ 事業実施に関する事項
- ⑦ 資料の状況 ⑧ ボランティア活動に関する事項 ⑨ 博物館協議会等の設置状況
- ⑩ 運営状況に関する評価の実施状況

オ 青少年教育施設調査票

別添様式第5号に定める調査票により、次の事項を調査する。

- ① 名称及び所在地 ② 施設の種別 ③ 設置者及び管理者に関する事項
- ④ 職員に関する事項 ⑤ 施設・設備に関する事項 ⑥ 事業実施に関する事項
- ⑦ 施設の利用状況 ⑧ ボランティア活動に関する事項 ⑨ 運営状況に関する評価の実施状況

カ 女性教育施設調査票

別添様式第6号に定める調査票により、次の事項を調査する。

- ① 名称及び所在地 ② 設置者及び管理者に関する事項 ③ 職員に関する事項
- ④ 施設・設備に関する事項 ⑤ 事業実施に関する事項 ⑥ 施設の利用状況
- ⑦ ボランティア活動に関する事項 ⑧ 運営状況に関する評価の実施状況

キ 体育施設調査票

別添様式第7号に定める調査票により、次の事項を調査する。

- ① 名称及び所在地 ② 設置者及び管理者に関する事項 ③ 施設の種類
- ④ 職員に関する事項 ⑤ 施設・設備に関する事項 ⑥ 事業実施に関する事項
- ⑦ ボランティア活動に関する事項 ⑧ 運営状況に関する評価の実施状況

ク 劇場、音楽堂等調査票

別添様式第8号に定める調査票により、次の事項を調査する。

- ① 名称及び所在地 ② 設置者及び管理者に関する事項 ③ 職員に関する事項
- ④ 施設・設備に関する事項 ⑤ 事業実施に関する事項 ⑥ ボランティア活動に関する事項
- ⑦ 運営状況に関する評価の実施状況

ケ 生涯学習センター調査票

別添様式第9号に定める調査票により、次の事項を調査する。

- ① 名称及び所在地 ② 設置者及び管理者に関する事項 ③ 職員に関する事項
- ④ 施設・設備に関する事項 ⑤ 事業実施に関する事項 ⑥ 施設の利用状況
- ⑦ ボランティア活動に関する事項 ⑧ 運営状況に関する評価の実施状況

(2) 基準となる期日又は期間

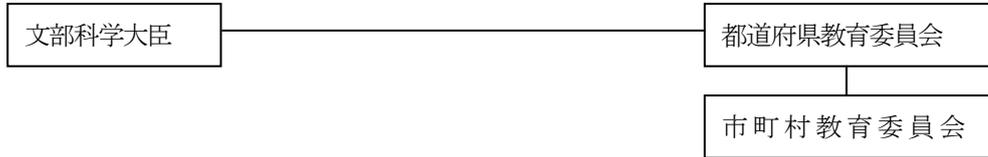
平成27年10月1日現在

6 報告を求めるために用いる方法

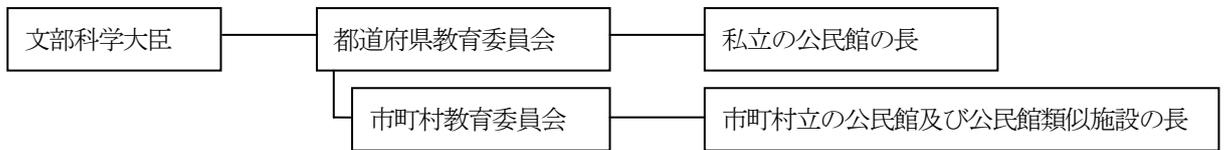
(1) 調査組織

調査票の配布及び収集の系統は、次のとおりとする。

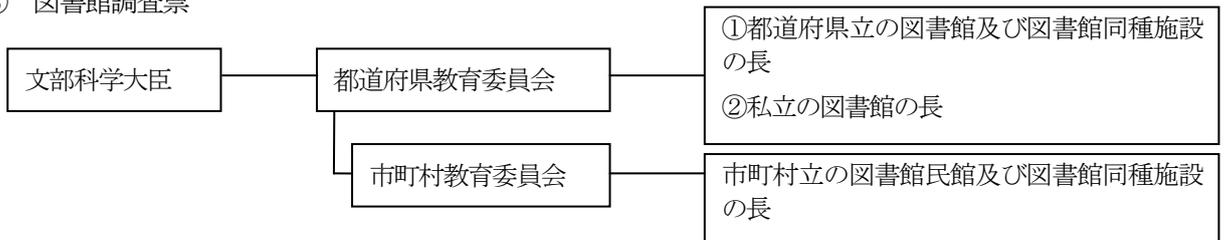
① 社会教育行政調査票



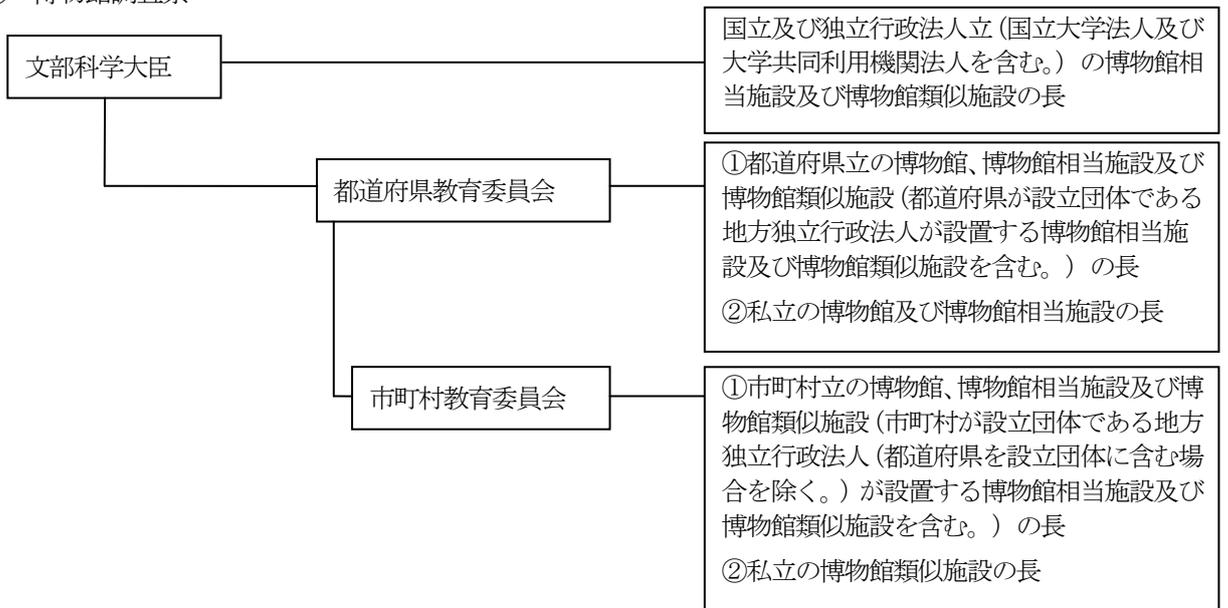
② 公民館調査票



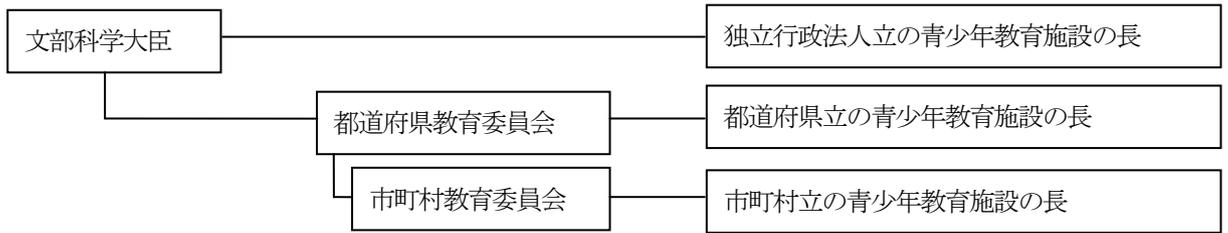
③ 図書館調査票



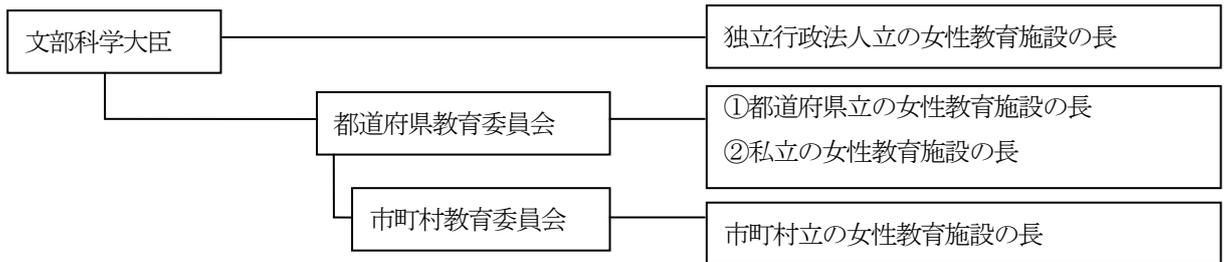
④ 博物館調査票



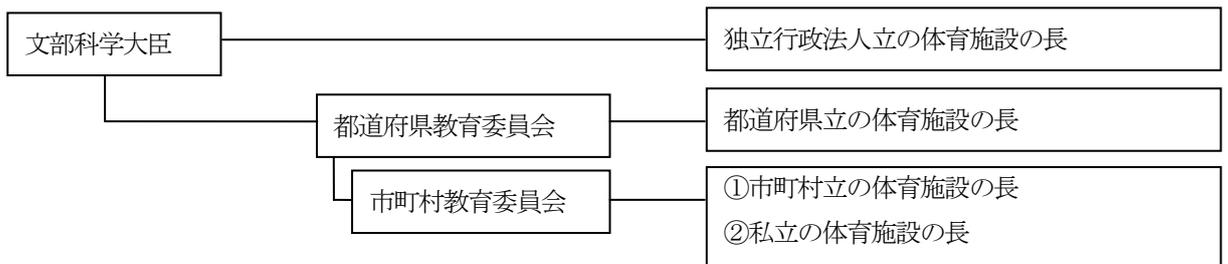
⑤ 青少年教育施設調査票



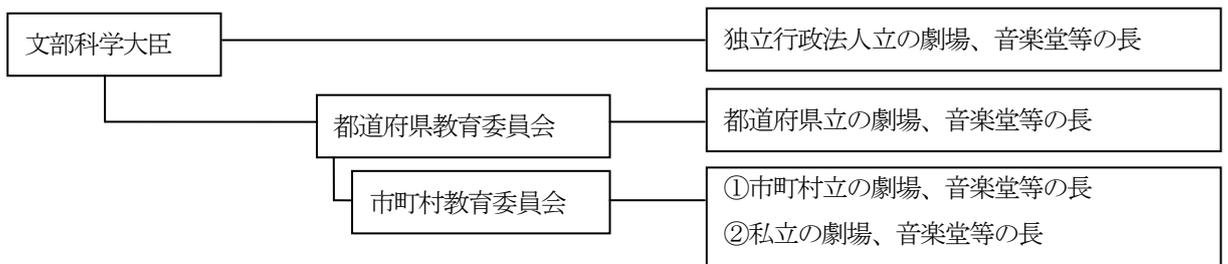
⑥ 女性教育施設調査票



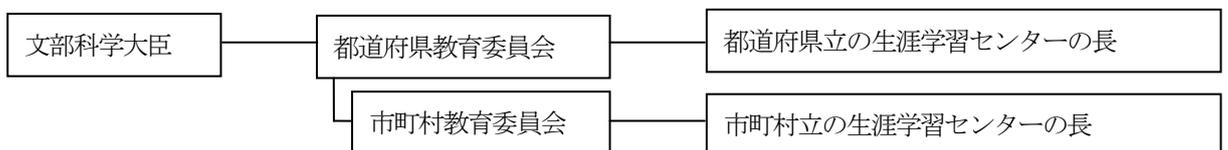
⑦ 体育施設調査票



⑧ 劇場、音楽堂等調査票



⑨ 生涯学習センター調査票



(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

ア 調査票の配布・提出は次のとおりとする。

- ① 文部科学大臣は、直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、報告義務者に調査票を配布する。
- ② 報告義務者は、調査票の配布及び収集の系統に従って、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する。

イ 報告義務者が調査票を提出する期日は次のとおりとする。

- ① 文部科学大臣に直接調査票を提出する者 …………… 平成27年11月20日
- ② 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者
…………… 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

ウ 市町村教育委員会は、報告義務者から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を都道府県教育委員会が定める期日までに都道府県教育委員会に提出する。

エ 都道府県教育委員会は、報告義務者及び市町村教育委員会から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を、平成27年12月10日までに文部科学大臣に提出する。

オ オンライン調査システムによる報告

- ① 調査票の提出は、政府統計共同利用システム (以下、「オンライン調査システム」という。) を使用して行うことができる。
- ② オンライン調査システムによって調査票の提出をしようとする者は、あらかじめ、施設名、電話番号等その他必要な事項をオンライン調査システムにより届け出るものとする。
- ③ オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の収集の系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす。
- ④ オンライン調査システムによる電子調査票の提出を廃止する者は、別紙様式により文部科学大臣に届け出るものとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

3年周期

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

平成27年10月1日～12月10日

8 集計事項

次の事項について集計する。(詳細は、別添「集計事項」を参照。)

ア 社会教育行政調査票

- ① 教育委員会事務局の職名別社会教育関係職員数 ② 社会教育主事の設置状況
- ③ 社会教育委員及び社会教育関係指導員数
- ④ 社会教育関連事業実施件数及び参加者数

イ 公民館調査票

- ① 設置者別、種類別施設数 ② 職員数 ③ 建物の単独・複合別施設数
- ④ 建物の構造別施設数 ⑤ 施設・設備の状況 ⑥ 事業実施件数及び参加者数
- ⑦ 開館状況 ⑧ 利用団体及び利用者数 ⑨ ボランティアの活動状況
- ⑩ 公民館運営審議会等の設置施設数 ⑪ 運営状況に関する評価の実施状況
- ⑫ 耐震診断の実施状況

ウ 図書館調査票

- ① 設置者別施設数 ② 職員数 ③ 建物の単独・複合別施設数
- ④ 建物の構造別施設数 ⑤ 施設・設備の状況
- ⑥ 日本10進分類別等図書冊数 ⑦ 登録者数、帯出者数及び貸出冊数
- ⑧ 事業実施件数及び参加者数 ⑨ 開館状況 ⑩ ボランティアの活動状況
- ⑪ 図書館協議会等の設置館数 ⑫ 運営状況に関する評価の実施状況

エ 博物館調査票

- ① 設置者別、種類別施設数 ② 職員数
- ③ 登録（指定）年別、建物の単独・複合別施設数
- ④ 土地面積及び建物面積別施設数 ⑤ 施設・設備の状況 ⑥ 種類別資料数
- ⑦ 開館状況 ⑧ 入館者数 ⑨ ボランティアの活動状況
- ⑩ 博物館協議会等の設置館数 ⑪ 運営状況に関する評価の実施状況

オ 青少年教育施設調査票

- ① 設置者別、種類別施設数 ② 職員数
- ③ 設置年別、建物の単独・複合別施設数 ④ 建物の構造別施設数
- ⑤ 施設・設備の状況 ⑥ 事業実施件数及び参加者数 ⑦ 利用者数
- ⑧ 開館状況 ⑨ ボランティアの活動状況 ⑩ 運営状況に関する評価の実施状況

カ 女性教育施設調査票

- ① 設置者別、種類別施設数 ② 職員数
- ③ 設置年別、建物の単独・複合別施設数 ④ 建物の構造別施設数
- ⑤ 施設・設備の状況 ⑥ 事業実施件数及び参加者数 ⑦ 利用者数
- ⑧ 開館状況 ⑨ ボランティアの活動状況 ⑩ 運営状況に関する評価の実施状況

キ 体育施設調査票

- ① 設置者別、種類別施設数 ② 職員数 ③ 施設の種類の別、規模別施設数
- ④ 開設状況 ⑤ 事業実施件数及び参加者数 ⑥ 利用者数
- ⑦ ボランティアの活動状況 ⑧ 運営状況に関する評価の実施状況

ク 劇場、音楽堂等調査票

- ① 設置者別、種類別施設数 ② 職員数 ③ 建物面積別施設数
- ④ 施設・設備の状況 ⑤ 開館状況 ⑥ 事業実施件数及び参加者数
- ⑦ ボランティアの活動状況 ⑧ 運営状況に関する評価の実施状況

ケ 生涯学習センター調査票

- ① 設置者別、種類別施設数 ② 職員数 ③ 建物の単独・複合別施設数
- ④ 建物の構造別施設数 ⑤ 施設・設備の状況 ⑥ 事業実施件数及び参加者数
- ⑦ 開館状況 ⑧ 利用団体及び利用者数 ⑨ ボランティアの活動状況
- ⑩ 運営状況に関する評価の実施状況

9 調査結果の公表の方法及び期日

この調査の結果は、調査年度の翌年7月頃に「社会教育調査中間報告」として一部を刊行物及びインターネットに掲載して公表し、その翌年3月頃に「社会教育調査報告書」として刊行物及びインターネットに掲載して公表する。また、閲覧公表については、報告書刊行以降、順次インターネットに掲載する。

10 使用する統計基準

本調査は、社会教育施設の設置、専門職員の配置、学習機会の提供等の基本的な事項を明らかにすることを目的とする調査であるため、統計基準（日本標準産業分類・日本標準職業分類）を利用する余地が小さいことから使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調 査 票 等	保 存 期 間	保 存 責 任 者
記入済み調査票	1年間	文部科学大臣
調査票の内容を収録した磁気媒体	永年	同上
関係書類	1年間	都道府県教育委員会

12 立入検査等の対象とできる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記5（1）に掲げる事項について、資料の提出を求め、また必要な場所の立ち入り、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

平成 年 月 日

社会教育調査オンライン調査システム使用廃止届出書

(報告者)

社会教育調査オンライン調査システム使用の廃止について

平成27年度社会教育調査における社会教育調査オンライン調査システムの使用を廃止
したいので、届け出ます。

記

所在地	(〒)
施設の種別	
施設整理番号	
施設名称	
担当者氏名	
電話番号	